

コロナ禍を乗り越えるために “いのちのとりで” 生活保護制度の 充実と活用を!

生活保護制度の
充実と活用を
求める緊急署名

1 名称を「生活保障法」 にして国が広報を

「生活保護」という恩恵的な名称のままなのは先進国では日本だけです。諸外国は、韓国も含めて権利性が伝わる名称で、国が市民に対し積極的に広報をして利用を勧めています。

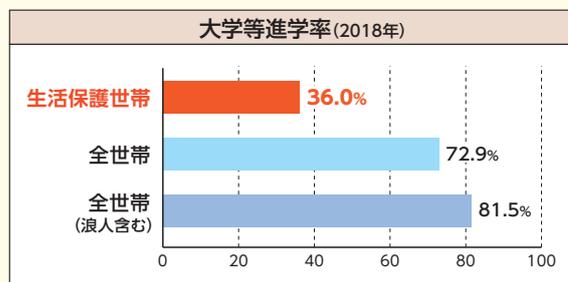
■諸外国の例

国名	公的扶助法の名称
イギリス 	所得補助・ユニバーサルクレジット等
ドイツ 	社会扶助・求職者基礎保障
フランス 	積極的連帯所得
スウェーデン 	社会サービス法に基づく経済的援助
韓国 	国民基礎生活保障

出典：山田篤裕等編「最低生活保障と社会扶助基準」明石書店

2 大学等進学時に生活保護 から外すのを止めて

生活保護世帯出身の子どもの大学、短大、専門学校等への進学率は36%で、全世帯(72.9%)の半分以下です。2020年から高等教育就学支援制度が始まり、学費や生活費の一部は賄えるようになりましたが、大学等に進学した子どもを生活保護の対象から外し(世帯分離)、世帯全体の保護費が大幅減となる運用は変わっていません。



出典：内閣府「平成30年度子供の貧困の状況及び子供の貧困対策の実施状況」
全世帯(浪人含む)は文部科学省「学校基本調査」平成30年度版から

3 生活用品としての 自動車の保有を認めて

生活保護を利用すると、どんなにポンコツでも原則として自動車を処分するよう指示されます。これが、生活に自動車が欠かせない母子世帯や地方に住む人が生活保護の利用を控える原因になっています。処分価値の乏しい自動車は、地域保有率70%で保有を認められる他の生活用品と同様に保有を認めるべきです。



4 保護基準削減の撤回と 夏季加算の創設を

国は、2013年8月から3回に分けて生活扶助基準を最大10%引き下げました。この前例のない大幅引き下げは、自民党の選挙公約を達成するため、慣例であった専門家の審議を経ずに特異な物価指数をねつ造して実行された違憲・違法なものです。現在、現在29都道府県において1000名近い原告が違憲訴訟(いのちのとりで裁判)を提起して争っています。

その後も、基準の引下げが相次ぎ、生活保護利用者の生活は苦しさを増しています。保護費削減の撤回と、酷暑が続く中、夏季加算の創設も必要です。



コロナ禍を乗り越えるために “いのちのとりで” 生活保護制度の充実と活用を!

生活保護制度の充実と活用を求める緊急署名

請願趣旨

コロナ禍による生活苦が広がる中、“いのちのとりで”である生活保護制度の役割が大きくなっています。しかし、“生活保護バッシング”による誤解や偏見から、その利用をためらう人が少なくありません。また、2013年度から相次いでいる生活扶助基準引き下げ、住宅扶助・冬季加算の削減により、生活保護を利用しても、人間らしい暮らしを送ることが難しくなっています。

コロナ禍を乗り越え、安心して暮らせる社会をつくるためにも、今こそ、誰もが利用しやすい生活保護制度にしていくことが必要です。

憲法25条が謳う生存権保障の実現をめざし、下記項目を請願いたします。

請願項目

1. 国が制度の利用を広報し、名称も「生活保障法」に変えて、誰もが利用しやすい生活保護制度にしてください。
2. 大学・専門学校等に進学した子どもを生活保護から外す運用(世帯分離)を止めてください。
3. 処分価値の乏しい自動車は、生活保護利用世帯に保有を認めてください。
4. 生活扶助基準・住宅扶助基準・冬季加算を元に戻し、夏季加算を創設してください。

氏名	住所

※住所は「同上」「/」は使わず、都道府県からお願いします。鉛筆は使わず、ボールペンをご使用ください。
※個人情報事務局で適切に管理し、署名提出以外の目的では使用しません。

いのちのとりで裁判全国アクション事務局

〒530-0047 大阪市北区天満3-14-16 西天満パークビル3号館7階
あかり法律事務所 弁護士 小久保哲郎
電話：06-6363-3310 メール：inotori25@gmail.com

【取扱い団体】